

住民税非課税世帯等への 臨時特別給付金（3万円/1世帯）のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

美瑛町が確認書（または申請書）を受理した日から1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無（※両方は受給できません。）

支給対象

令和5年6月1日時点(基準日)で美瑛町に住民登録のある世帯で、世帯全員の令和5年度の

住民税均等割が非課税の世帯

① 確認書対象世帯

令和5年6月1日時点(基準日)で美瑛町に住民登録のある世帯へ支給案内通知を送付しますので内容に沿った手続きを行ってください。

詳しくは裏面「I」へ

② 申請が必要な世帯(転入者等)

基準日に美瑛町に住民登録があり令和5年1月2日以降に転入した方を含む世帯のうち、町で課税情報が確認できなかった世帯や住民税が未申告の方がいる世帯は申請が必要となります。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は **裏面** をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯で

世帯すべての方が、令和5年1月1日以前から現在、現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、美瑛町から、**支給案内通知を送付します**ので、**内容に沿った手続きを行ってください。**



※支給案内通知は7月中旬頃送付予定です。

II 令和5年1月2日以降に転入した方を含む世帯のうち、

美瑛町で課税情報の確認ができない世帯や住民税未申告の方がいる世帯の場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

申請期間：令和5年7月18日（火）から令和5年12月29日（金）

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に美瑛町保健福祉課社会係⑤番窓口にて、直接または郵送でご提出ください。

※申請書は美瑛町ホームページでダウンロードいただくか、美瑛町保健福祉課⑤番窓口で配布しております。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

美瑛町保健福祉課社会係

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口



0166-92-4245

受付時間 平日8:30~17:15